

2 森林保業第 218 号
令和 2 年 7 月 8 日

道府県森林組合連合会代表理事会長 様
東京都森林組合代表理事組合長 様
大阪府森林組合代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター 所長 石原 聡

災害救助法の適用にかかる森林保険事務の対応について

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害が発生し、全国で 4 県 19 市 11 町 11 村に対して、災害救助法を適用する決定がされました。(令和 2 年 7 月 8 日現在)。

このことに伴い、当該市区町村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び当該市区町村内を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約については下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合及び令和 2 年 10 月 31 日までに今回の災害とは異なる災害において災害救助法を適用する決定がされた場合にも同様の対応といたします。

なお、当該市町村の近隣等に所在する市町村で、大雨に伴う被害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和 3 年 2 月 28 日までに申出(別紙 1 参照)があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込が行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

以上